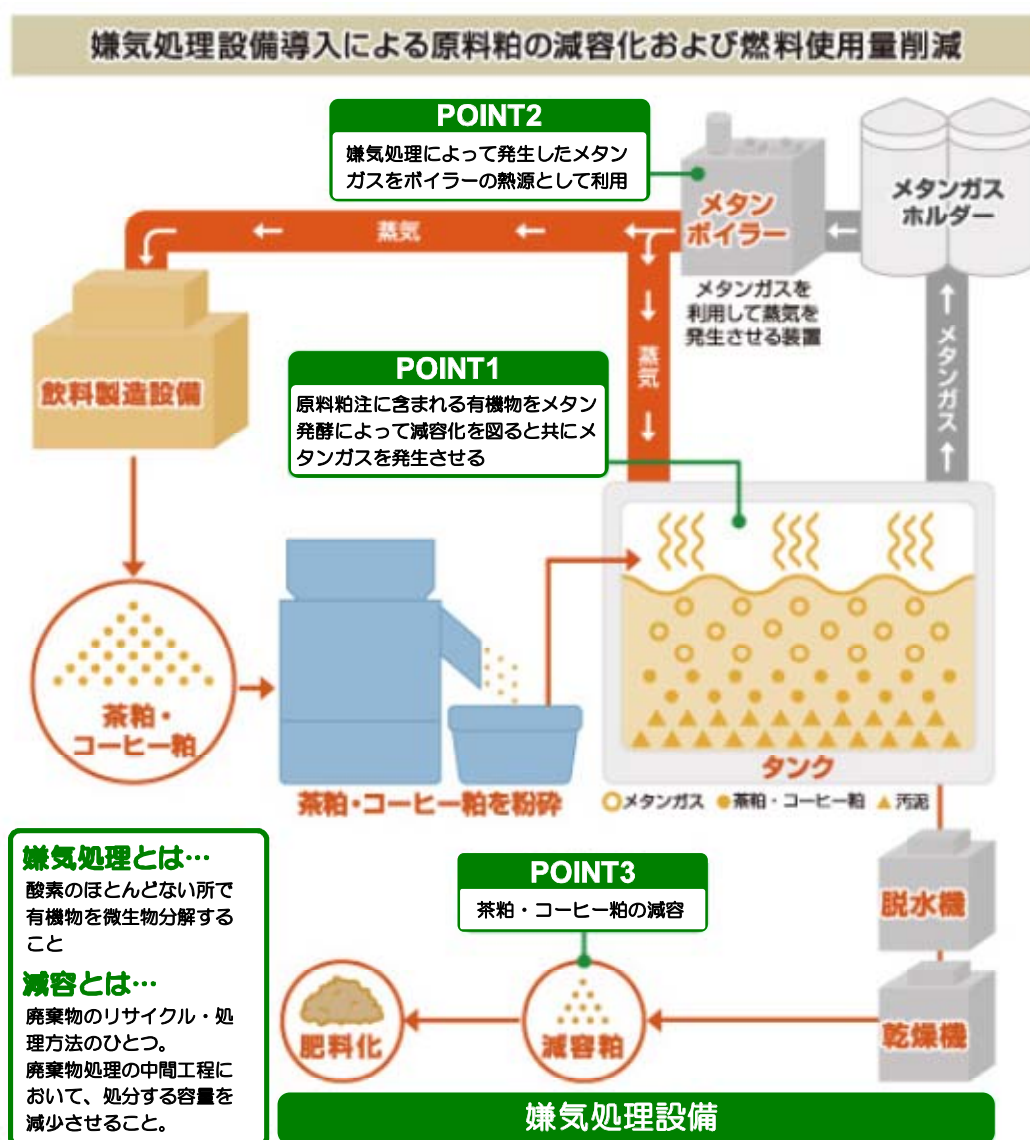


## 清涼飲料製造業の再生利用等における「嫌気性発酵処理」の位置付け

- 清涼飲料製造業における「嫌気性発酵処理」は、排水処理時（食品廃棄物等にカウントしない）における残留汚泥と食品残さ（茶粕・コーヒー粕：食品廃棄物等にカウント）を合わせて実施。
- このうち、食品残さについては、発生量として計量したのち、メタンプラントで「嫌気性発酵処理」を行い、発生したメタンガスを施設内で利用していることから、定期報告では「再生利用」のメタンとして報告。

【事例】アサヒ飲料（株）における嫌気処理のフロー図



出典：アサヒ飲料（株）HP 「環境報告書」